

児童相談所の一時保護所に関する一考察

藤原伸夫

Consideration for facilities of taking temporary custody of children in child guidance center

Nobuo FUJIWARA

要旨

児童相談所が受ける児童虐待相談対応件数は増加の一途を辿っている。それに伴う一時保護される子どもたちも増えており、一時保護所もその対応に追われている。児童福祉司や児童心理司の増員や資質の向上が問われているが、一時保護所の体制強化の必要性についてはその陰に隠れている。一時保護の理由等の現状にふれ、今何が問題となっているのか一考察をおこなった。

キーワード：児童相談所、一時保護所、一時保護

はじめに

毎年、厚生労働省から発出される児童相談所における児童虐待相談対応件数は右肩上がりが続けている。2019（令和元）年度は193,780件、対前年度比21.2%増である。

その対応にあたった児童相談所数は全国215か所である。2018（平成30）年の児童相談所数は211か所で対前年比1.9%増である。これでは相談件数の増加に十分対応できているのかが懸念される。

2019（令和元）年の児童福祉法等の改正により2023（令和5）年4月1日を施行日とした児童相談所の設置を促進する動きがあるが、極めて高度な専門性を要する行政機関であり、容易に設置できるものではなく、必要な子どもと家庭への支援になかなか追いつけない。

児童虐待防止対策の強化が叫ばれているものの、一時保護をしなければならない子どもの数が次第に増えている。児童相談所は2020（令和2）年7月現在、全国220か所あるが、一時保護所数は144か所にとどまっており、児童養護施設などに一時保護委託せざるを得ないケースもあるのが実態である。国も一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する支援の在り方について速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるとしている。では何が必要とされているのか、児童相談所の機能の一つである一時保護所について、身近な事例を通して現場が抱える問題点について明らかにしたい。

(1) 一時保護ガイドライン作成の経緯

子どもの一時保護は児童福祉法の第33条に規定され、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童相談所長が採るべき措置に至るまで、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、そのおかれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」としている。要保護児童の最善の利益を守るために実施されるものである。しかし最近では、一時保護所は、虐待の疑いのある緊急一時保護に追われているのが現状で、非行相談、育成相談などによる支援の一環としての一時保護入所は年々難しくなっている。

一時保護期間中は学校等関係機関と連携しながら、子どもの心身のケアと共にその家族に対する支援を検討する大切な期間となる。しかしながら、以前から、子ども一人ひとりの状況に合わせた個別的な対応が充分になされていないことや、教育権保障の観点から学習支援の在り方の問題、被虐待児童の増加による心のケアの対応などが充実していないと指摘されていた。また、児童相談所設置自治体間の一時保護の取り扱いの格差が指摘されていた。

このような問題点が指摘されているにも関わらず、長い間留め置かれていた感が否めない。児童の権利に関する条約の批准を契機に、法成立後70年もの時間を経て、やっと2016年大幅な児童福祉法の改正に至った。児童の権利に関する条約の理念を受けて、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の考えのもと、一時保護の目的も見直しが迫られることとなった。すなわち一時保護の目的は、先に述べた現行法第33条である。2016年の児童福祉法改正を受けた2017年の「新しい社会的養育ビジョン」にも当然のことながら同様に一時保護の見直しの必要性を説いている。

子どもをその養育環境から一時的に離す一時保護期間においても、当然に子どもの権利擁護が守られ、安心・安全な環境で適切なケア・支援が提供されることが求められる。このため、一時保護に関して指摘されている問題点を改善するために、児童相談所設置自治体や関係機関が取るべき方針を定め、自治体間のレベル合わせ、運営の共通化、認識の共有化を図り、一時保護の在り方を実効性のあるものとして、2018年、一時保護ガイドラインが作成された。これに伴い同時に、児童相談所運営指針から一時保護に関する項目が大幅に削除・改正され、ガイドラインに沿って、子どもの安全確保を最優先とした適切な対応を行うこととしている。

(2) 一時保護所での生活の一例

では、具体的に一時保護所での生活はどのようなものか。神戸の事例を参考にして述べたい。

1) 一時保護所の生活の内容

「一時保護所のしおり」では、日課に沿った規則正しい生活を送り、生活のリズムを立て直すために、生活指導、学習指導、レクリエーション、健康管理が生活の柱として説明されている。

- ①生活指導は、日課に沿った規則正しい生活を送る中で、掃除・食事・入浴・睡眠・学習など、生活場面のすべてを通じて行われている。
- ②学習指導では、学校で使用しているドリルやワークブックを持参させ一人ひとりの学力にあった学習指導と、集団指導を組み合わせた内容を展開している。
- ③レクリエーションでは、季節ごとのお楽しみ会など、月毎の行事を実施している。
- ④健康管理では、医師による一人ひとりの健康診断を行っており、看護師による健康管理指導も行われている。

表1 一時保護所の日課の流れ

時刻	平日	土曜	日曜・祝日
7:00	起床・洗面・掃除・朝食		
9:15	ラジオ体操・トレーニング		
10:30	学習		大掃除・壁面装飾
12:00	昼食・風呂掃除（中学生男子）		
13:30	学習	様々な活動（創作活動等）	
15:00	おやつ・掃除		
16:00	読書		
16:30	入浴		
18:00	夕食		
19:00	自由時間（フリールームに集合）・入浴		
20:30	小学生就寝準備		
21:00	小学生消灯・中学生就寝準備・日記記入		
22:00	中学生消灯		

出所：「一時保護のしおり」を基に筆者作成

2) 一時保護所での約束事

一時保護所に限らず、施設における集団生活には、お互いが気持ちよく生活するための規則、約束事がある。しかし、一時保護所ならではの約束事もある。約束事は次のようなものである。なお実際のしおりは、小学生にも理解しやすいよう、ですます調でふりがな入りである。

- ①先生の指示に従って生活すること。分からないことや心配事があるとき、病気やケガは先生に相談すること。
 - ②友達と喧嘩をしたり、弱い者いじめはしないこと。
 - ③担当ケースワーカーの許可、保護所の行事や通院、その他先生の指示のあるとき以外は、保護所から外へは出られない。
 - ④お互いのプライバシーを守ること。友達の入所した詳しい理由、住所などは聞かないこと。
 - ⑤保護所にある品物などを大切にすること。友達と物を交換したり、あげたり、もらったりしないこと。
 - ⑥私物は持ち込めない。また保護所の物を取り込まないこと。面会や外出後などで、必要のあるときは持ち物検査することがある。
 - ⑦規則正しい生活を送るために次のようなことを守ること。○起床時間、就寝時間を守ること。○食事は栄養を考えているので、好き嫌いせず残さず食べるようにすること。○服装・身のまわりを整え、礼儀よく生活すること。
 - ⑧集団生活が基本なので、相手を思いやって生活すること。言葉遣いに気をつけてみんなと仲良くすること。
 - ⑨自分達以外の他の部屋や生活スペースに勝手に入らないこと。保護所では、男子、女子、年齢等によって生活の場所を決めているので、先生の許可なく他の生活場所に立ち入らないこと。
- 以上9項目以外にも担当ケースワーカー等からの説明がある。この内容をみると、決まりごとに縛られ、とても窮屈な生活を強いている印象を受けるであろう。

近年、児童相談所に対する社会の評判はあまりよくない。児童虐待の対応を巡って、死亡事案が報道さ

れるたびに、対応の遅さに、世間のパッシングを受けることとなる。一時保護所に至っては浅学な筆者は、良い評価など聞いたことがない。居場所のない10代の女性を支援する活動をしている仁藤氏は、「都内のある一時保護所では、安全のため個人情報の交換をさせないという名目できびしい私語禁止の暗黙のルールがある」^(注1)と述べている。「ルールを守れなかったら夏場でも体育館を100周させる」^(注2)と。確かに、前述の約束事④の遵守を厳格に行えばそのようになる危険性はある。しかしこれが事実としても、筆者の知る一時保護所では私語禁止までは考えられない。体育館100周も信じられないが、真実とすると体罰以外の何物でもない。これは、一時保護所の体質の問題か、職員の資質の問題か。このように一時保護所の運営体制に自治体間の格差が激しく、保護を適切に行い、実効性のある見直しを図るために「一時保護ガイドライン」が策定された所以である。

(3) 一時保護所の状況

1) 一時保護件数の推移

表2は、神戸市の一時保護所における平成26年度から平成30年度までの5年間の保護児童の件数を表したものである。

令和元年度の実人員は373人で平成30年度より増加しているが、5年間の平均は327人で、横ばいの状態である。また、実数は明らかにされていないが、一定数の児童が再入所とされている。家庭に帰宅しても、また要保護を繰り返す支援困難ケースが実態としてある。

表2 過去5年間の一時保護件数の推移

年 度	実人員 (人)	延べ人数 (人)	平均保護 日数 (延べ日数/退所人数)	平均保護 人数 (延べ人数/365)
H27	323	10,036	33.4	27.5
H28	314	11,365	34.0	31.1
H29	323	10,228	32.8	28.0
H30	303	10,746	33.0	29.4
R元	373	11,737	33.0	32.1

出所：神戸市児童相談所（2020年）『笑顔を求めて 令和元年度事業報告』

平均保護日数は令和元年度33.0日であるが、5年間の平均は33.2日で、およそ一か月の保護期間中に、一時保護所では、児童の生活リズムの回復、児童の精神的安定を図るとともに、児童福祉司・児童心理司等は、家庭環境の調査、家族関係の調整、心理判定等を行い、児童及び保護者の意向も勘案しながら、児童相談所として、児童の最善の利益のための援助方針を決定することとなる。

全国の一時保護所の平均在所日数は平成30年度29.4日で、神戸市の33日は若干多い日数となっている。

2) 一時保護の相談種別

一時保護に至った理由が表3である。

虐待相談は、養護相談に含まれるため、再掲として示されている。虐待による一時保護は、直近5年間の平均で、養護相談の62.1%、全体の46.9%、約5割弱を占めており、近年増加傾向にある。一時保護の

理由として、社会では児童虐待の印象が強いが、虐待以外にも保護者の入院などの養護相談によるもの、非行相談、育成相談によるものなどがあることを強調しておきたい。

表3 一時保護の相談種別

(単位：人)						
種別 年度	合計	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談	その他
H27	323	247 (76.5) 再掲：虐待 123 (38.1)	37 (11.5)	1 (0.3)	37 (11.5)	0 (0.0)
H28	314	245 (78.0) 再掲：虐待 143 (45.5)	44 (14.0)	2 (0.7)	23 (7.3)	0 (0.0)
H29	323	247 (76.5) 再掲：虐待 129 (39.9)	41 (12.7)	0 (0.0)	34 (10.5)	1 (0.3)
H30	303	215 (71.0) 再掲：虐待 137 (45.2)	54 (17.8)	0 (0.0)	34 (11.2)	0 (0.0)
R元	373	281 (75.3) 再掲：虐待 235 (63.0)	56 (15.0)	2 (0.5)	33 (8.8)	1 (0.3)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

出所：神戸市児童相談所（2020年）『笑顔を求めて 令和元年度事業報告』

3) 一時保護された児童の年齢

一時保護された児童の年齢別に示したものが表4である。

なお、2歳児未満の乳幼児は、乳児院に一時保護委託しており、例外的に平成29・30年、計3件の数が挙げられている。5年間の平均では、5歳までの未就学年齢が、全体の20.2%を占め、6歳から14歳までの義務教育年齢が65.2%、15歳以上が14.6%である。この表には示されていないが、資料によると令和元年度、11歳までの相談の93.5%が養護相談であるとされており、そのうちの75.9%が虐待による保護とされていることから、11歳までの入所児童187人のうち133人が虐待による入所であったことが浮かび上がってくる。

平成30年度は11歳までの入所児童156人のうち、83人が虐待による入所であったことと比較すると、虐待を理由とする一時保護が増加しており、最近では警察からの虐待通告が増加傾向にあることを勘察すると、それと並行して今後も増加することが推察される。

表4 一時保護された児童の年齢

(単位：人)						
年齢 年度	合計	2歳未満	2～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
H27	323	0 (0.0)	78 (24.1)	102 (31.6)	116 (35.9)	27 (8.4)
H28	314	0 (0.0)	58 (18.5)	104 (33.1)	111 (35.4)	41 (13.0)
H29	323	2 (0.6)	76 (23.5)	99 (30.7)	104 (32.2)	42 (13.0)
H30	303	1 (0.3)	53 (17.5)	102 (33.7)	84 (27.7)	63 (20.8)
R元	373	0 (0.0)	62 (16.6)	125 (33.5)	120 (32.2)	66 (17.7)

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

出所：神戸市児童相談所（2020年）『笑顔を求めて 令和元年度事業報告』

4) 一時保護された児童の措置状況

一時保護された児童に、その後どのような措置が取られたのかを示すものが表5である。

令和元年度の児童福祉施設入所の割合は、30.9%であり、帰宅が61.9%となっている。直近5年間の平均で見ると、施設入所は約32%、帰宅が約61%、比率からするとほぼ2倍の割合で帰宅する児童のほうが多い。ただ、帰宅したからといってケース終結ではない。その後の経過を把握する必要があり、前述したように、また一時保護を繰り返す支援困難ケースが実態としてある。

表5 一時保護された児童の措置状況

年 度	児童福祉施設入所				帰 宅	他の児童 相談所 に移送	家 庭 裁判所 送 致	そ の 他	合 計
	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	そ の 他 の 児 童 福 祉 施 設	小 計					
H27	67 (21.3)	19 (6.1)	20 (6.4)	106 (33.8)	191 (60.8)	4 (1.3)	1 (0.3)	12 (3.8)	314
H28	68 (20.9)	18 (5.5)	22 (6.8)	108 (33.2)	199 (61.2)	4 (1.3)	3 (0.9)	11 (3.4)	325
H29	68 (21.3)	16 (5.0)	24 (7.5)	108 (33.9)	187 (58.6)	5 (1.6)	2 (0.6)	17 (5.3)	319
H30	51 (16.7)	19 (6.2)	18 (5.9)	88 (28.8)	185 (60.4)	5 (1.6)	6 (2.0)	22 (7.2)	306
R元	81 (21.6)	19 (5.1)	16 (4.3)	116 (30.9)	232 (61.9)	5 (1.3)	3 (0.8)	19 (5.1)	375

※ () 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

出所：神戸市児童相談所（2020年）『笑顔を求めて 令和元年度事業報告』

(4) 一時保護所の現状と課題

1) 入所理由が異なる児童と一緒に生活する

一時保護の理由でみたように、近年児童虐待による保護が増えているが、保護者の入院等による保護であったり、非行問題による保護であったり、入所の背景は様々である。その児童たちが、たまたま一時保護所で居合わせることになる。一時保護所の生活でみたように、相談種別によって、生活空間を切り分けているわけではない。皆それぞれの理由を抱えながら一緒に集団生活しているのである。相談種別によって分けられているのは、養護相談担当、児童虐待担当、非行問題担当といった、保護期間中に援助方針を決定しなければならない各担当の児童福祉司（ケースワーカー）である。

入所児童どうし、個人のプライバシーに深く立ち入らないというルールから、入所生活のしづらさを感じるかもしれない。かつての経験者が一時保護所の酷さとして訴えるのも分からないでもないが、元々一時保護そのものが自由を制約することである。だからといって、児童の人権を無視しているわけではない。自由の制約と人権無視とは異なるものである。この点を児童相談所と要保護児童とがお互いしっかりと認識して、児童相談所は、入所児童に入所の理由とこれからの生活を送るにあたって不安を懐かないように、十分な説明を行う必要がある。

前述の問題点で指摘した、入所理由が異なる児童と一緒に生活することについて、例えば児童虐待で傷つき心のケアが必要なケースと、非行問題で保護されたケースでは、生活面での配慮が当然異なる。一時保護所の職員は専門職としてその点をわきまえ、支援にあたっているが、児童の背景が多岐にわたっており、非常な苦勞を強いている。

生活空間を全く別にするのは困難としても、年齢・男女による部屋分けだけでなく、入所理由に配慮し

た部屋分けが必要である。

2) マンパワー不足による児童相談所職員の疲弊

一時保護所の職員だけに限らず、児童相談所の職員全体が疲弊しきっている。一時保護所では必要な子どものケアを行いながら、一方で児童福祉司・児童心理司が援助方針を決めなければならない。判断が難しいケースが増えていることで、児童福祉司・児童心理司が疲弊すると、援助方針の決定が遅れ、それにより一時保護が長期化、それにより子どもの不安が増すことになり、その対応に一時保護職員の負担増へと負の連鎖が起きることになる。

24時間365日対応を求められているにも拘らず、その体制が充分でない。警察・消防といった機関は3交替制で24時間365日対応している。児童相談所は夜間の体制が手薄い。異動のヒアリングで児童相談所だけには行きたくないという意見は中堅職員からよく聞く話である。中堅職員ともなると、児童相談所の大変さをよく熟知しているからである。児童福祉の仕事に熱意があり優秀な新職員を配属していても、現実とのギャップに燃え尽き症候群を起こす。マンパワーの絶対的不足を生じている現状がある。

2019年の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童相談所の体制強化や児童相談所の設置促進が盛り込まれているが、要は児童相談所設置自治体がどこまで本腰で取り込むかが問われているのである。

(5) 2019年改正の児童相談所の体制強化の課題

1) 人材の確保と人材の育成

2019年改正の児童相談所の体制強化について特に重要なポイントを確認しておきたい。第一点は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずることというものである。この点はかなり以前から指摘されており、保護者から児童を引き離す児童相談所の職員が、家族再統合に向けて保護者支援にあたるのは、右手で保護者の頬をひっぱ叩きながら、左手で握手を求めるといわれていた。役割分担することで、家族再統合に向けた支援に保護者との軋轢は少しでも回避できると思われるが、木を見て森を見ず、ケースの全体像が捉えにくくなるというデメリットもあるのではないかと。

児童相談所の介入機能と支援機能の分離状況は2020（令和2）年4月の時点では、表6の通りである。明確に分けているところが36%となっているが、どの児童相談所も、ケースによっては担当を変えたり、複数対応等、所の経験を生かした柔軟な対応を取っているのが現実である。

施行期日は2023（令和5）年4月1日となっているが、一時保護所の所でも述べたが、つまるところ体制の構築は人材確保に尽きるとともに、役割分担しても同じ児童相談所の職員としか見られず、信頼されにくいというようなデメリットを回避する構築が望まれる。

表6 介入機能と支援機能の分離状況

児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況	
児童相談所における介入機能と支援機能の分離状況 (R2.4.1 219か所)	
① 緊急介入とその後の支援で同一部署で担当を分けている。	36%
② 緊急介入とその後の支援で部署を分けている。	28%
③ 事例によっては、緊急介入とその後の支援で担当を分けている。	21%
④ 同一の地区担当が緊急介入からその後の支援まで継続して対応している。	15%
介入と支援を分離している児童相談所の対応例	
<p>①の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週単位で介入担当者を定め、交代で介入業務に当たり、支援は、介入を行った職員と別の職員が行うこととしている。 ・初動対応児童福祉司と地区担当児童福祉司を配置し、原則として新規ケースは初動対応児童福祉司が対応するが、通告内容等によっては地区担当児童福祉司が緊急対応を行っている。 <p>②の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介入は虐待対応課、支援は同課から移管を受けた相談企画課(在宅ケース)又は家庭支援課(措置ケース)が担っている。 <p>③の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械的に一律、地区担当に介入を担当させることなく、各ケースの受理会議時に、介入に従事させる職員を決定する。 ・助言終了できそうなケースは虐待班福祉司、一時保護しそうなケース(区市町村からの送致等)は地区担当福祉司が対応しているが、病院からの一時保護に関しては、保護の説明、今後の支援などを虐待班福祉司が前面に出て、地区担当福祉司が支援に回っている。 	
実施自治体が考える分離の効果	
<ul style="list-style-type: none"> ・複数の担当がいることで、同時に多くのケースへ対応が可能。 ・保護者の同意なく、緊急一時保護が必要な時には、担当職員以外が関与するなど、あらかじめ体制を決めているため、躊躇なく実施できる。 ・支援担当と介入に分けることで、担当の立ち位置がはっきりし、それぞれの業務に集中できる。 ・特に継続中のケースで新たな通告があった場合、普段から支援している担当ではなく初動対応係が対応することで保護者に明確に不適切性を伝えることができる。 	
【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】	

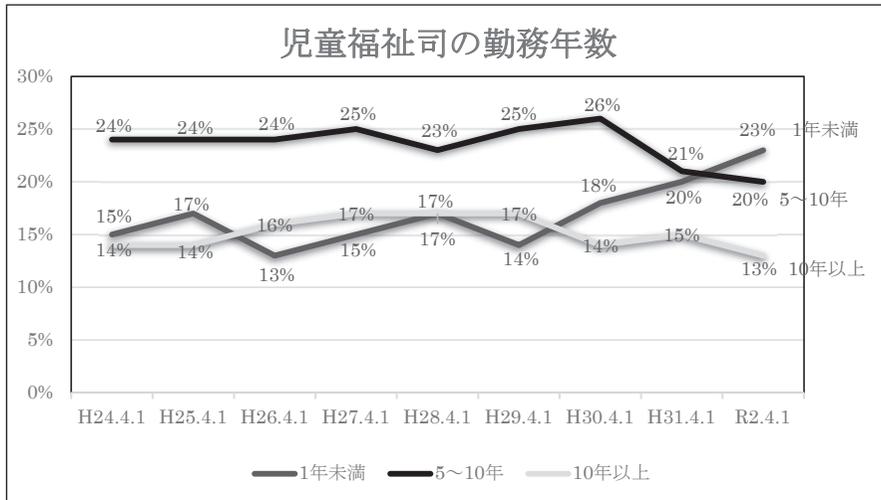
厚生労働省HP「令和2年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」p1134
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000019801_00003.html
 (2020年12月30日閲覧)

人材確保の関わるのが第二点として、児童福祉司の数を人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して都道府県が定めるとして、さらには児童福祉司の専門性の向上と資質の向上を図るよう求めていることである。しかし、専門性の高い児童福祉司の確保は、一朝一夕にはできるものではない。この点については施行期日を2022(令和4)年4月1日としているが、ベテランの先輩児童福祉司から、観て体験して学ぶものである。マニュアルのようなものがあったとしても、どれ一つとして同じケースはない。非科学的で根拠がないといわれるかもしれないが、経験豊富なベテランの児童福祉司ともなると、子どもを帰宅させて安心・安全かは臭いで分かるといったことも現場では往々にしてある。

また更に児童相談所の設置促進がいわれているが、新たに設置するとなれば、中心となる経験のある児童福祉司を他からヘッドハンティングして集めなければならないであろう。人の奪い合いになるであろう。

図1は、厚生労働省子ども家庭局調べの児童福祉司の勤務年数の資料のうち、1年未満、1～3年、3～5年、5～10年、10年以上と5区分のうち、1年未満、5～10年、10年以上について取り出し図式化したものである。育成が必要な新人職員と中堅・ベテラン職員の動向を探るためである。最近の動向として中堅・ベテラン職員の比率が下がり1年未満の新人職員の比率が増加傾向にあることが分かる。

図1 児童福祉司の勤務年数



厚生労働省HP『令和2年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料』
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000019801_00003.html
 (2020年12月30日閲覧) を基に筆者作成

元来、児童相談所の職員は地方公務員であり、自治体によっては、一般行政職員と同様3年程度のサイクルで異動という考えをもつところがある。福祉現場とすれば、仕事がやっと分かりかけてきた頃である。ここでは、特に児童福祉司の勤務年数を上げしたが、児童心理司についても同様の傾向がみられ、全体的に児童相談所職員の配属勤務年数が短くなっている。残念ながら、国の資料では、一時保護所職員の勤務年数のデータは無い。

2) 一時保護職員と児童福祉司等職員の連携

人事を担当する部署は、単なるデスクワークだけではない児童福祉司等の育成には時間がかかることをもっとよく認識ないと体制の強化にはつながらない。一時保護所の職員も同じである。単なる子どもの世話だけではない。児童福祉司が「社会診断」、児童心理司が「心理診断」をおこなうのと同様に、一時保護所の職員は、一時保護した子どもについて「行動診断」をおこなう重要な役割がある。

先にふれた児童相談所における介入機能と支援機能の分離も大事であるが、筆者は児童心理司等が一時保護中の子どもの様子を、すぐにいつでも窺えることのできる環境、すなわち事務所と一時保護所が隣接していることが重要であると考えている。一時保護所での子ども実際の様子を観て一時保護所職員と情報交換・意見交換することが、きめ細かい支援方針の決定につながると考える。

おわりに

社会の情勢と同じように、地方自治体の職員は、行財政改革のもと、正規職員が減り身分の不安定な嘱託職員・臨時的任用職員等非正規職員が増えている。公務員の定数削減は社会の賛同を得るが、それに逆行する一時保護所を含む児童相談所職員増に、議会をはじめ市民の理解を得るであろうか。世間では、あまり良くないイメージのなかにあって、優秀な人材も集まりにくい。それでも、緊急一時保護は待ったなしである。仕事は増えるが職員は増えない危機的状況のなか、毎日薄氷を履む思いでその職務にあたっている組織に、社会は評価してもよいのではないだろうか。

引用文献及び参考文献

(注1) (注2) 全国障害者問題研究会出版部 (2021年) 『みんなのねがい 1月号』 P 3

(仁藤夢乃「いま、あなたに伝えたい」)

厚生労働省HP『令和2年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000019801_00003.html

(2020年12月30日閲覧) p1134

神戸市児童相談所 (2020年) 『笑顔を求めて 令和元年度事業報告』 p30～p32

参考文献

大久保真紀 (2018年) 『ルポ 児童相談所』 朝日新書

久保健二 (2016年) 『児童相談所における子ども虐待事案への法的対応』 日本加除出版

厚生労働省子ども家庭局「一時保護ガイドライン」(2018年7月6日発出)

慎 泰俊 (2017年) 『ルポ 児童相談所』 ちくま新書

山脇由貴子 (2016年) 『告発 児童相談所が子供を殺す』 文春新書

和田一郎編著 (2016年) 『児童相談所一時保護所の子どもと支援』 明石書店